

# 平成 28 年 介護サービス施設・事業所調査の概況

## 目 次

調査の概要	1 頁
結果の概要	
【基本票編】	
施設・事業所の状況	
(1) 施設・事業所数	3
(2) 施設別定員の状況	4
(3) 定員階級別施設数及び構成割合	4
【詳細票編】	
1 施設・事業所の状況	
(1) 開設(経営)主体別施設・事業所数の構成割合	5
2 居宅サービス事業所等の状況	
(1) 利用人員階級別事業所数の構成割合	7
(2) 要介護(要支援)度別利用者数の構成割合	8
(3) 利用者1人当たり利用回数	9
3 訪問看護ステーションの利用者の状況	
(1) 要介護(要支援)度別利用者の状況	10
(2) 性・年齢階級別利用者数の構成割合《利用者票》	11
(3) 同居家族の状況《利用者票》	11
(4) 利用者の認知症の状況《利用者票》	12
4 介護保険施設の状況	
(1) 定員、在所者数、利用率	13
(2) 室定員別室数の構成割合	13
(3) 介護老人福祉施設におけるユニットケア(ユニット型及び一部ユニット型)の状況	14
(4) 介護老人保健施設におけるユニットケア(ユニット型及び一部ユニット型)の状況	14
(5) 要介護度別在所者数の構成割合	15
5 介護保険施設の利用者の状況	
(1) 性・年齢階級別在所者数の構成割合《利用者票》	16
(2) 在所者の認知症の状況《利用者票》	17
(3) 在所者の認知症と寝たきりの状況《利用者票》	17
(4) 退所者の入退所の経路《利用者票》	18
(5) 利用料の状況《利用者票》	19
6 従事者の状況	
(1) 1施設・事業所当たり常勤換算従事者数	20
(2) 1事業所当たり常勤換算看護・介護職員数	21
(3) 介護老人福祉施設、介護老人保健施設の常勤換算看護・介護職員1人当たり在所者数	21
統計表	22
用語の定義	25

# 調査の概要

## 1 調査の目的

この調査は、全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得ることを目的とする。

## 2 調査の対象及び客体

### (1) 基本票

都道府県を対象とし、以下に掲げる施設・事業所の全数を把握した。

### (2) 詳細票

基本票で把握した介護保険制度における全国の介護予防サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所（地域包括支援センター）、居宅サービス事業所、地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所及び介護保険施設を対象とし、これらの施設・事業所の全数を調査客体とした（（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）居宅療養管理指導並びに医療施設がみなしで行っている（介護予防）訪問看護及び（介護予防）通所リハビリテーションを除く）。

	基本票		詳細票		
	施設・事業所数 <sup>1)</sup>	集計施設・事業所数 <sup>2)</sup>	回収施設・事業所数 <sup>3)</sup>	集計施設・事業所数 <sup>4)</sup>	回収率(%) 3)/1)
介護予防サービス事業所					
介護予防訪問介護	35 391	34 113	28 148	27 407	79.5
介護予防訪問入浴介護	1 995	1 930	1 579	1 524	79.1
介護予防訪問看護ステーション	9 732	9 356	8 837	8 571	90.8
介護予防通所介護	42 105	41 448	36 197	35 791	86.0
介護予防通所リハビリテーション	7 716	7 537	7 066	6 911	91.6
介護予防短期入所生活介護	10 534	10 455	9 569	9 495	90.8
介護予防短期入所療養介護	5 243	5 179	4 808	4 749	91.7
介護予防特定施設入居者生活介護	4 543	4 528	4 133	4 120	91.0
介護予防福祉用具貸与	8 195	7 957	6 415	6 274	78.3
特定介護予防福祉用具販売	8 323	8 078	6 490	6 340	78.0
地域密着型介護予防サービス事業所					
介護予防認知症対応型通所介護	4 146	3 900	3 777	3 566	91.1
介護予防小規模多機能型居宅介護	4 678	4 611	4 219	4 173	90.2
介護予防認知症対応型共同生活介護	12 830	12 761	11 798	11 746	92.0
介護予防支援事業所(地域包括支援センター)	4 879	4 873	4 524	4 519	92.7
居宅サービス事業所					
訪問介護	36 312	35 013	28 794	28 038	79.3
訪問入浴介護	2 147	2 077	1 716	1 656	79.9
訪問看護ステーション	9 904	9 525	8 986	8 719	90.7
通所介護	23 219	23 038	20 114	20 000	86.6
通所リハビリテーション	7 809	7 638	7 150	7 001	91.6
短期入所生活介護	11 012	10 925	9 976	9 894	90.6
短期入所療養介護	5 398	5 331	4 948	4 887	91.7
特定施設入居者生活介護	4 870	4 858	4 433	4 423	91.0
福祉用具貸与	8 279	8 030	6 472	6 325	78.2
特定福祉用具販売	8 359	8 111	6 512	6 359	77.9
地域密着型サービス事業所					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	776	735	658	626	84.8
夜間対応型訪問介護	250	226	196	182	78.4
地域密着型通所介護	21 502	21 063	18 346	18 106	85.3
認知症対応型通所介護	4 508	4 239	4 101	3 869	91.0
小規模多機能型居宅介護	5 193	5 125	4 677	4 629	90.1
認知症対応型共同生活介護	13 116	13 069	12 060	12 030	91.9
地域密着型特定施設入居者生活介護	312	310	291	289	93.3
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	309	305	277	275	89.6
地域密着型介護老人福祉施設	1 979	1 977	1 841	1 841	93.0
居宅介護支援事業所	42 482	40 686	36 630	35 392	86.2
介護保険施設					
介護老人福祉施設	7 707	7 705	7 105	7 103	92.2
介護老人保健施設	4 244	4 241	3 902	3 901	91.9
介護療養型医療施設	1 339	1 324	1 245	1 231	93.0

注:1)施設・事業所数は、休止中の施設・事業所数を含む。

2)基本票の集計施設・事業所数は、活動中の施設・事業所数である。

3)回収施設・事業所数は、調査した結果、回収のあった施設・事業所数である。

4)詳細票の集計施設・事業所数は、回収施設・事業所数のうち活動中の施設・事業所数である。

(3) 介護保険施設及び訪問看護ステーションの利用者票

全国の介護保険施設の入所者を対象とし、全国の介護保険施設から3,257施設の抽出を行い、平成28年9月末の在所者の1/2（介護療養型医療施設である診療所については全数）及び9月中の退所者の全数を調査客体とした。また、全国の訪問看護ステーションの利用者を対象とし、全国の訪問看護ステーションから2,300事業所の抽出を行い、平成28年9月中の利用者の1/2を調査客体とした。

### 3 調査の時期

平成28年10月1日

### 4 調査事項

(1) 基本票

- ① 施設基本票： 法人名、施設名、所在地、活動状況、定員
- ② 事業所基本票： 法人名、事業所名、所在地、活動状況

(2) 詳細票

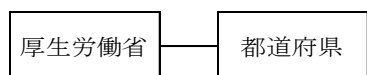
- ① 介護保険施設： 開設・経営主体、在所者数、居室等の状況、従事者数等
- ② 居宅サービス事業所等： 開設・経営主体、利用者数、従事者数等

(3) 利用者票

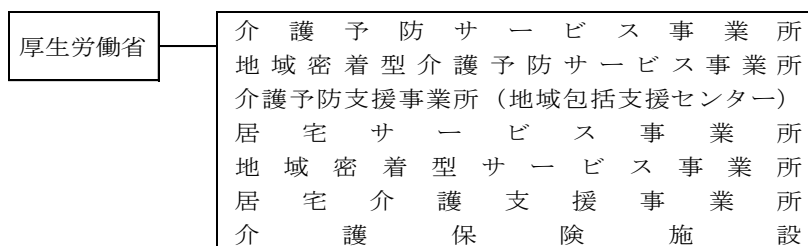
要介護度、認知症高齢者の日常生活自立度、障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）等

### 5 調査の方法及び系統

(1) 基本票



(2) 詳細票・利用者票



※ 調査の方法及び系統について

- ・ 平成20年調査までは、施設・事業所に対し都道府県・指定都市・中核市による調査票の配布・回収（一部の調査票は厚生労働省（平成20年調査のみ、厚生労働省が委託した民間事業者）による郵送）により調査を実施した。
  - ・ 平成21～23年調査は、施設・事業所に対し厚生労働省が委託した民間事業者による調査票の配布・回収（郵送）により調査を実施した。
  - ・ 平成24年調査からは、行政情報から把握可能な項目については、都道府県に対しオンラインによる基本票の配布・回収により調査を実施し、それ以外の項目については、施設・事業所に対し厚生労働省が委託した民間事業者による詳細票の配布・回収（郵送）により調査を実施した。
- なお、平成28年調査からは、詳細票の一部については、オンラインによる回収も可能とした。

### 6 結果の集計

結果の集計は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）で行った。

### 7 利用上の注意

(1) 表章記号の規約

計数のない場合	—
統計項目のあり得ない場合	・
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
表章単位の1/2未満の場合	0.0
減少数（率）の場合	△

- (2) 集計対象は、活動中の施設・事業所である。
- (3) この概況に掲載の数値は四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。
- (4) 複数のサービスを提供している事業所は、それぞれのサービスを提供している事業所数に計上している。例えば、1事業所において介護予防サービスと介護サービスを提供している場合、それぞれのサービスを提供している個々の事業所数に計上している。

## 結果の概要

### 【基本票編】

この結果は、基本票で把握した施設・事業所のうち、平成28年10月1日現在で活動中の施設・事業所について集計したものである。

### 施設・事業所の状況

#### (1) 施設・事業所数

介護予防サービスの事業所数をみると、介護予防訪問介護が34,113事業所、介護予防通所介護が41,448事業所となっており、介護サービスの事業所数をみると、訪問介護が35,013事業所、通所介護が23,038事業所、平成28年4月に通所介護のうち小規模なものが移行した地域密着型通所介護が21,063事業所となっている。

介護保険施設では、介護老人福祉施設が7,705施設、介護老人保健施設が4,241施設、介護療養型医療施設が1,324施設となっている。(表1)

表1 施設・事業所数(基本票)

	平成28年 (2016)	平成27年 (2015)	各年10月1日現在 対前年	
			増減数	増減率(%)
介護予防サービス事業所				
介護予防訪問介護	34 113	33 977	136	0.4
介護予防訪問入浴介護	1 930	2 032	△ 102	△ 5.0
介護予防訪問看護ステーション	9 356	8 591	765	8.9
介護予防通所介護	41 448	41 181	267	0.6
介護予防通所リハビリテーション	7 537	7 422	115	1.5
介護予防短期入所生活介護	10 455	10 245	210	2.0
介護予防短期入所療養介護	5 179	5 189	△ 10	△ 0.2
介護予防特定施設入居者生活介護	4 528	4 364	164	3.8
介護予防福祉用具貸与	7 957	7 959	△ 2	△ 0.0
特定介護予防福祉用具販売	8 078	8 095	△ 17	△ 0.2
地域密着型介護予防サービス事業所				
介護予防認知症対応型通所介護	3 900	3 960	△ 60	△ 1.5
介護予防小規模多機能型居宅介護	4 611	4 438	173	3.9
介護予防認知症対応型共同生活介護	12 761	12 647	114	0.9
介護予防支援事業所(地域包括支援センター)	4 873	4 726	147	3.1
居宅サービス事業所				
訪問介護	35 013	34 823	190	0.5
訪問入浴介護	2 077	2 190	△ 113	△ 5.2
訪問看護ステーション	9 525	8 745	780	8.9
通所介護	23 038	43 406	△20 368	△ 46.9
通所リハビリテーション	7 638	7 515	123	1.6
短期入所生活介護	10 925	10 727	198	1.8
短期入所療養介護	5 331	5 348	△ 17	△ 0.3
特定施設入居者生活介護	4 858	4 679	179	3.8
福祉用具貸与	8 030	8 056	△ 26	△ 0.3
特定福祉用具販売	8 111	8 135	△ 24	△ 0.3
地域密着型サービス事業所				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	735	616	119	19.3
夜間対応型訪問介護	226	224	2	0.9
地域密着型通所介護	21 063	・	…	…
認知症対応型通所介護	4 239	4 308	△ 69	△ 1.6
小規模多機能型居宅介護	5 125	4 969	156	3.1
認知症対応型共同生活介護	13 069	12 983	86	0.7
地域密着型特定施設入居者生活介護	310	301	9	3.0
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	305	250	55	22.0
地域密着型介護老人福祉施設	1 977	1 901	76	4.0
居宅介護支援事業所	40 686	40 127	559	1.4
介護保険施設				
介護老人福祉施設	7 705	7 551	154	2.0
介護老人保健施設	4 241	4 189	52	1.2
介護療養型医療施設	1 324	1 423	△ 99	△ 7.0

注: 複数のサービスを提供している事業所は、各々に計上している。

## (2) 施設別定員の状況

介護保険施設の種類ごとに定員をみると、介護老人福祉施設が 530,280 人、介護老人保健施設が 370,366 人、介護療養型医療施設が 59,106 人となっている。

介護保険施設の種類ごとに 1 施設当たり定員をみると、介護老人福祉施設が 68.8 人、介護老人保健施設が 87.3 人、介護療養型医療施設が 44.6 人となっている。(表 2)

表 2 施設数、定員、1 施設当たり定員 (基本票)

各年10月1日現在

	施設数		定員(人)		1施設当たり定員(人)	
	平成28年 (2016)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成27年 (2015)
介護老人福祉施設	7 705	7 551	530 280	518 273	68.8	68.6
介護老人保健施設	4 241	4 189	370 366	368 201	87.3	87.9
介護療養型医療施設 <sup>1)</sup>	1 324	1 423	59 106	62 835	44.6	44.2

注: 1) 介護療養型医療施設における「定員」は、介護指定病床数である。

## (3) 定員階級別施設数及び構成割合

介護保険施設の種類ごとに定員階級別施設数の構成割合をみると、介護老人福祉施設は「50～59 人」が 32.2%、介護老人保健施設は「100～109 人」が 37.9%、介護療養型医療施設は「10～19 人」が 19.2%と、それぞれ最も多くなっている(表 3)。

表 3 定員階級別施設数及び構成割合 (基本票)

平成28年10月1日現在

	介護老人福祉施設		介護老人保健施設		介護療養型医療施設 <sup>1)</sup>	
	施設数	構成割合 (%)	施設数	構成割合 (%)	施設数	構成割合 (%)
総 数	7 705	100.0	4 241	100.0	1 324	100.0
1～ 9 人	・	・	2	0.0	229	17.3
10～ 19	・	・	86	2.0	254	19.2
20～ 29	・	・	190	4.5	124	9.4
30～ 39	593	7.7	51	1.2	138	10.4
40～ 49	376	4.9	101	2.4	133	10.0
50～ 59	2 482	32.2	335	7.9	126	9.5
60～ 69	682	8.9	210	5.0	105	7.9
70～ 79	664	8.6	244	5.8	19	1.4
80～ 89	1 259	16.3	607	14.3	22	1.7
90～ 99	355	4.6	326	7.7	42	3.2
100～ 109	767	10.0	1 606	37.9	27	2.0
110～ 119	160	2.1	49	1.2	27	2.0
120～ 129	139	1.8	103	2.4	21	1.6
130～ 139	72	0.9	46	1.1	5	0.4
140～ 149	33	0.4	47	1.1	4	0.3
150 人以上	123	1.6	238	5.6	48	3.6

注: 1) 介護療養型医療施設における「定員」は、介護指定病床数である。

## 【 詳細票編 】

この結果は、基本票で把握した施設・事業所について、平成 28 年 10 月 1 日現在の状況を詳細票により調査し、回収された施設・事業所のうち活動中の施設・事業所について集計したものである。

調査方法の変更等により回収率が変動しているため、施設・事業所数、在所者数、利用者数、従事者数等については、実数での年次比較は行っていない。

### 1 施設・事業所の状況

#### (1) 開設（経営）主体別施設・事業所数の構成割合

介護保険施設の種類ごとに開設主体別施設数の構成割合をみると、介護老人福祉施設では「社会福祉法人（社会福祉協議会以外）」が 94.5%と最も多く、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設では「医療法人」が 75.1%、83.3%とそれぞれ最も多くなっている（表 4）。

介護サービスの開設（経営）主体別事業所数の構成割合をみると、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護ステーション、通所介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）及び居宅介護支援では「営利法人（会社）」が最も多くなっている（表 5）。

表 4 開設主体別施設数の構成割合（詳細票）

（単位：％）

平成28年10月1日現在

	総数	都道府県	市区町村	広域連合・ 一部 事務組合	日本赤 十字社・ 社会保険 関係団体 ・独立行 政法人	社会福祉 協議会	社会福祉 法人(社会 福祉協議会 以外)	医療法人	社団・財団 法人	その他の 法人	その他
介護保険施設											
介護老人福祉施設	100.0	0.6	3.3	1.4	0.1	0.2	94.5	・	・	0.0	・
介護老人保健施設	100.0	0.0	3.7	0.5	1.7	-	15.3	75.1	2.7	0.9	0.2
介護療養型医療施設	100.0	-	4.6	0.2	0.9	-	1.0	83.3	2.4	0.5	7.0

表5 開設（経営）主体別事業所数の構成割合（詳細票）

（単位：％）

平成28年10月1日現在

	総数	地方公共 団体	日本赤 十字社・ 社会保険 関係団体 ・独立行 政法人	社会福祉 法人 1)	医療法人	社団・ 財団法人	協同組合	営利法人 (会社)	特 定 非 営 利 活動法人 (NPO)	その他
居宅サービス事業所										
（訪問系）										
訪問介護	100.0	0.3	…	18.7	6.2	1.3	2.3	65.5	5.2	0.4
訪問入浴介護	100.0	0.2	…	37.3	2.1	0.7	0.6	58.7	0.5	-
訪問看護ステーション	100.0	2.2	2.1	7.0	28.4	8.9	2.1	47.2	1.7	0.4
（通所系）										
通所介護	100.0	0.7	…	39.7	8.4	0.5	1.6	47.3	1.7	0.1
通所リハビリテーション	100.0	2.8	1.3	8.7	77.0	2.7	…	0.1	…	7.5
介護老人保健施設	100.0	3.6	2.0	16.5	74.0	2.9	…	-	…	0.9
医療施設	100.0	2.0	0.7	1.4	79.7	2.5	…	0.1	…	13.5
（その他）										
短期入所生活介護	100.0	1.9	…	83.0	3.6	0.1	0.4	10.4	0.4	0.2
短期入所療養介護	100.0	3.9	1.6	12.0	77.4	2.8	…	-	…	2.3
介護老人保健施設	100.0	3.6	1.9	15.6	75.0	2.9	…	-	…	1.0
医療施設	100.0	4.7	0.9	0.5	84.9	2.3	…	-	…	6.6
特定施設入居者生活介護	100.0	0.8	…	23.7	5.9	0.6	0.3	67.7	0.4	0.6
福祉用具貸与	100.0	0.0	…	2.3	1.2	0.4	1.7	93.3	0.7	0.4
特定福祉用具販売	100.0	-	…	1.7	0.9	0.3	1.7	94.4	0.7	0.3
地域密着型サービス事業所										
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	100.0	-	…	31.6	17.3	1.8	2.4	45.2	1.3	0.5
夜間対応型訪問介護	100.0	0.5	…	36.3	8.2	2.2	0.5	50.5	1.6	-
地域密着型通所介護	100.0	0.3	…	11.5	3.8	0.9	1.1	75.6	6.3	0.5
認知症対応型通所介護	100.0	0.4	…	44.2	12.1	0.9	1.4	35.0	5.7	0.2
小規模多機能型居宅介護	100.0	0.1	…	31.7	12.9	0.8	2.0	46.2	6.0	0.3
認知症対応型共同生活介護	100.0	0.1	…	24.4	16.8	0.4	0.6	53.2	4.4	0.2
地域密着型特定施設入居者生活介護	100.0	-	…	32.9	15.9	0.7	0.7	47.4	2.1	0.3
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	100.0	-	…	20.0	20.7	4.4	2.2	49.1	3.6	-
地域密着型介護老人福祉施設	100.0	4.5	-	95.5	•	•	•	•	•	-
介護予防支援事業所(地域包括支援センター)	100.0	25.6	…	54.1	13.5	3.5	1.0	1.4	0.6	0.2
居宅介護支援事業所	100.0	0.8	…	25.2	16.0	2.4	2.3	49.5	3.2	0.6

注：訪問看護ステーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護及び地域密着型介護老人福祉施設については、開設主体であり、それ以外は、経営主体である。

1)「社会福祉法人」には社会福祉協議会を含む。

## 2 居宅サービス事業所等の状況

### (1) 利用人員階級別事業所数の構成割合

平成28年9月中の利用人員階級別に事業所数の構成割合をみると、介護予防サービスでは「1～9人」が多くなっており、介護サービスではおおむね「1～19人」、「20～39人」が多くなっている。

1事業所当たり利用者数をみると、介護予防サービスでは介護予防支援事業所（地域包括支援センター）が232.1人、介護予防通所リハビリテーションが20.3人、介護予防訪問介護が14.8人となっている。

また、介護サービスでは居宅介護支援事業所が66.7人、訪問看護ステーションが62.9人、通所リハビリテーションが59.2人となっている。（表6、表7）

表6 利用人員階級別事業所数の構成割合（介護予防サービス）（詳細票）

(単位:%)		平成28年10月1日現在										
	総数	利用者なし	1～9人	10～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80人以上	9月中の1事業所当たり利用者数(人) <sup>1)</sup>
介護予防サービス事業所												
(訪問系)												
介護予防訪問介護	100.0	18.0	41.9	20.0	9.6	5.0	2.3	1.2	0.7	0.4	1.0	14.8
介護予防訪問入浴介護	100.0	83.1	16.9	-	-	-	-	-	-	-	-	1.3
介護予防訪問看護ステーション <sup>2)</sup>	100.0	20.0	60.0	14.0	3.5	1.3	0.4	0.2	0.1	0.1	0.2	7.7
(通所系)												
介護予防通所介護	100.0	15.4	45.6	20.5	8.6	4.2	2.2	1.3	0.7	0.4	1.0	14.1
介護予防通所リハビリテーション	100.0	8.5	29.9	28.4	14.7	7.8	4.0	2.3	1.5	0.8	2.0	20.3
介護老人保健施設	100.0	5.4	32.8	30.0	15.5	7.8	3.9	1.7	1.1	0.7	1.2	18.3
医療施設	100.0	11.4	27.3	26.9	13.9	7.8	4.1	2.9	1.9	1.0	2.8	22.4
(その他)												
介護予防短期入所生活介護 <sup>3)</sup>	100.0	50.5	49.0	0.5	0.0	0.0	-	-	-	-	-	2.2
介護予防短期入所療養介護	100.0	83.7	16.3	-	-	-	-	-	-	-	-	1.4
介護老人保健施設	100.0	80.0	20.0	-	-	-	-	-	-	-	-	1.4
医療施設	100.0	96.1	3.9	-	-	-	-	-	-	-	-	1.3
介護予防特定施設入居者生活介護	100.0	15.6	63.0	17.1	3.1	0.8	0.2	0.1	-	0.0	0.0	7.3
介護予防福祉用具貸与	100.0	14.7	23.9	11.3	8.3	5.5	4.8	4.1	3.1	2.3	21.9	71.2
地域密着型介護予防サービス事業所												
介護予防認知症対応型通所介護	100.0	84.5	15.3	0.1	0.0	-	-	-	-	-	-	1.8
介護予防小規模多機能型居宅介護	100.0	23.5	75.3	1.2	0.1	-	-	-	-	-	-	3.0
介護予防認知症対応型共同生活介護	100.0	93.8	6.2	-	-	-	-	-	-	-	-	1.2
介護予防支援事業所(地域包括支援センター)	100.0	1.7	0.9	1.3	1.7	2.0	1.7	2.1	2.3	2.5	83.8	232.1

注:1)「9月中の1事業所当たり利用者数」は、利用者なしの事業所を除いて算出した。  
 2)「介護予防訪問看護ステーション」は、健康保険法等のみによる利用者を含まない。  
 3)「介護予防短期入所生活介護」は、空床利用型の事業所を含まない。

表7 利用人員階級別事業所数の構成割合（介護サービス）（詳細票）

(単位:%)		平成28年10月1日現在										
	総数	利用者なし	1～19人	20～39	40～59	60～79	80～99	100～119	120～139	140～159	160人以上	9月中の1事業所当たり利用者数(人) <sup>1)</sup>
居宅サービス事業所												
(訪問系)												
訪問介護	100.0	3.9	36.0	32.5	15.0	6.3	2.9	1.4	0.6	0.5	0.9	33.6
訪問入浴介護	100.0	4.7	41.7	22.6	14.6	8.0	4.4	2.2	0.8	0.2	0.8	33.6
訪問看護ステーション <sup>2)</sup>	100.0	2.9	16.3	23.1	19.5	13.7	8.5	5.2	3.2	2.4	5.3	62.9
(通所系)												
通所介護	100.0	2.4	5.9	27.6	32.0	19.7	7.7	2.7	1.0	0.4	0.8	54.0
通所リハビリテーション	100.0	6.3	12.6	20.3	21.4	16.8	10.6	5.2	2.8	1.6	2.4	59.2
介護老人保健施設	100.0	1.6	6.9	16.5	23.1	20.2	14.0	7.5	4.4	2.3	3.5	69.1
医療施設	100.0	10.7	17.9	23.9	19.8	13.7	7.4	3.0	1.4	0.9	1.4	49.0
(その他)												
短期入所生活介護 <sup>3)</sup>	100.0	2.4	26.8	39.1	19.3	8.5	2.3	0.8	0.4	0.1	0.2	34.5
短期入所療養介護	100.0	29.2	54.8	12.0	2.9	0.7	0.2	0.1	0.1	0.0	0.0	13.9
介護老人保健施設	100.0	15.1	64.5	15.3	3.8	0.9	0.3	0.1	0.1	0.0	0.1	14.6
医療施設	100.0	74.0	24.1	1.7	0.2	-	-	-	-	-	-	6.6
特定施設入居者生活介護	100.0	1.9	15.6	43.3	28.1	7.5	2.6	0.5	0.2	0.1	0.2	37.8
福祉用具貸与	100.0	7.0	16.9	9.2	6.3	5.7	5.6	4.3	4.0	3.2	37.7	242.4
地域密着型サービス事業所												
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 <sup>4)</sup>	100.0	7.8	58.0	21.4	6.2	3.7	1.4	0.3	0.5	0.3	0.3	21.6
夜間対応型訪問介護	100.0	23.1	36.3	18.7	8.8	3.8	2.2	2.2	0.5	1.6	2.7	36.8
地域密着型通所介護	100.0	3.5	49.2	40.4	5.7	1.0	0.1	0.0	-	-	-	21.1
認知症対応型通所介護	100.0	15.3	55.2	27.1	1.9	0.3	0.1	0.1	-	-	-	16.9
小規模多機能型居宅介護	100.0	2.0	61.2	36.8	-	-	-	-	-	-	-	17.3
認知症対応型共同生活介護	100.0	1.3	93.6	5.0	0.0	-	-	-	-	-	-	14.6
地域密着型特定施設入居者生活介護	100.0	3.5	29.4	67.1	-	-	-	-	-	-	-	22.1
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	100.0	2.5	48.0	49.5	-	-	-	-	-	-	-	19.1
地域密着型介護老人福祉施設	100.0	-	14.9	85.1	-	-	-	-	-	-	-	24.8
居宅介護支援事業所	100.0	3.6	14.1	25.1	14.5	12.2	9.4	7.0	4.8	3.1	6.0	66.7

注:1)「9月中の1事業所当たり利用者数」は、利用者なしの事業所を除いて算出した。  
 2)「訪問看護ステーション」は、健康保険法等の利用者を含む。  
 3)「短期入所生活介護」は、空床利用型の事業所を含まない。  
 4)「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」は、健康保険法等の利用者を含み、連携型事業所の訪問看護利用者を含まない。

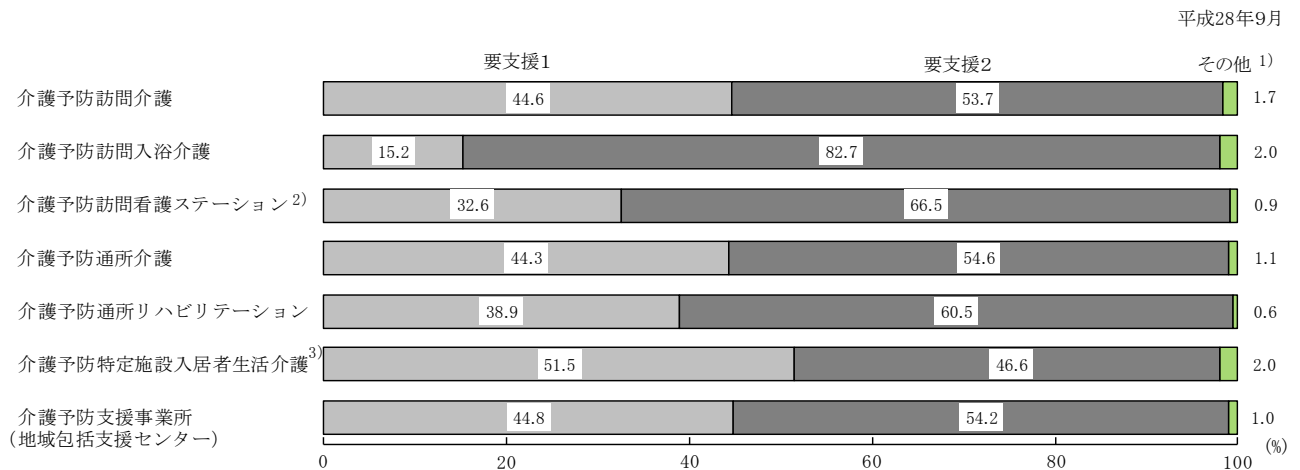


## (2) 要介護（要支援）度別利用者数の構成割合

平成28年9月中の介護予防サービスの要支援度別利用者数の構成割合をみると、多くの介護予防サービスにおいて「要支援2」が多くなっている（図1）。

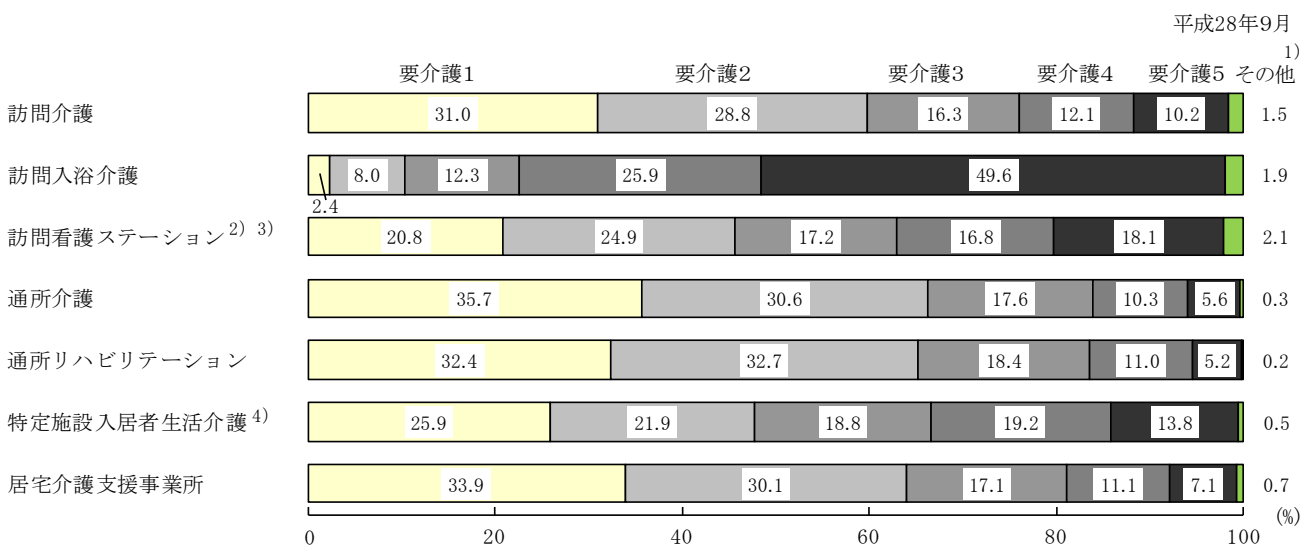
平成28年9月中の介護サービスの要介護度別利用者数の構成割合をみると、訪問入浴介護では「要介護5」が最も多くなっている（図2）。

図1 要支援度別利用者数の構成割合（介護予防サービス）（詳細票）



注：1)「その他」は、要支援認定申請中等である。  
 2)「介護予防訪問看護ステーション」は、健康保険法等のみによる利用者を含まない。  
 3)「介護予防特定施設入居者生活介護」は、9月末日の利用者数である。

図2 要介護度別利用者数の構成割合（介護サービス）（詳細票）



注：1)「その他」は、要介護認定申請中等である。  
 2)「訪問看護ステーション」は、健康保険法等のみによる利用者を含まない。  
 3)訪問看護ステーションの「その他」は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との連携による利用者も含む。  
 4)「特定施設入居者生活介護」は、9月末日の利用者数である。

### (3) 利用者1人当たり利用回数

平成28年9月中の利用者1人当たり利用回数をみると、訪問介護が19.3回、通所介護が9.0回、地域密着型通所介護が8.2回となっている(表8)。

表8 利用者1人当たり利用回数(詳細票)

	各年9月	
	平成28年 (2016)	平成27年 (2015)
介護予防サービス事業所		
(訪問系)		
介護予防訪問介護	6.0	5.9
介護予防訪問入浴介護	4.3	4.5
介護予防訪問看護ステーション <sup>1)</sup>	4.8	4.6
(通所系)		
介護予防通所介護	5.3	5.3
介護予防通所リハビリテーション	5.8	5.8
介護老人保健施設	6.0	6.0
医療施設	5.6	5.5
(その他)		
介護予防短期入所生活介護 <sup>2) 3)</sup>	5.4	5.4
介護予防短期入所療養介護 <sup>3)</sup>	4.9	5.1
介護老人保健施設	4.9	5.1
医療施設	5.6	4.4
地域密着型介護予防サービス事業所		
介護予防認知症対応型通所介護	5.4	5.3
介護予防小規模多機能型居宅介護	18.2	17.8
居宅サービス事業所		
(訪問系)		
訪問介護	19.3	18.4
訪問入浴介護	5.0	4.9
訪問看護ステーション <sup>4)</sup>	6.8	6.6
(通所系)		
通所介護	9.0	8.7
通所リハビリテーション	8.2	8.1
介護老人保健施設	8.4	8.3
医療施設	8.0	7.8
(その他)		
短期入所生活介護 <sup>2) 3)</sup>	10.3	10.2
短期入所療養介護 <sup>3)</sup>	7.4	7.5
介護老人保健施設	7.3	7.4
医療施設	9.8	9.4
地域密着型サービス事業所		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 <sup>5)</sup>	106.3	116.9
夜間対応型訪問介護	5.2	5.7
地域密着型通所介護	8.2	・
認知症対応型通所介護	9.8	9.7
小規模多機能型居宅介護	35.6	34.4
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	42.9	39.9

注: 1)「介護予防訪問看護ステーション」は、健康保険法等のみによる利用者を含まない。

2)「(介護予防)短期入所生活介護」は、空床利用型の利用者を含まない。

3)「(介護予防)短期入所生活介護」及び「(介護予防)短期入所療養介護」は、1人当たり利用日数である。

4)「訪問看護ステーション」は、健康保険法等の利用者を含む。

5)「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」は、健康保険法等の利用者を含み、連携型事業所の訪問看護利用者を含まない。

### 3 訪問看護ステーションの利用者の状況

#### (1) 要介護（要支援）度別利用者の状況

平成28年9月中の利用者の状況をみると、利用者1人当たり訪問回数は、介護予防サービスでは4.8回、介護サービスでは6.3回となっている。利用者1人当たり訪問回数を要介護（要支援）度別にみると、「要介護5」が7.9回と最も多く、要介護度が高くなるに従い訪問回数が多くなっている。1事業所当たり利用者数をみると、介護予防サービスでは7.7人、介護サービスでは42.6人、1事業所当たり延利用者数は、介護予防サービスでは37.1人、介護サービスでは270.2人となっている。（表9、図3）

表9 要介護（要支援）度別利用者の状況（詳細票）

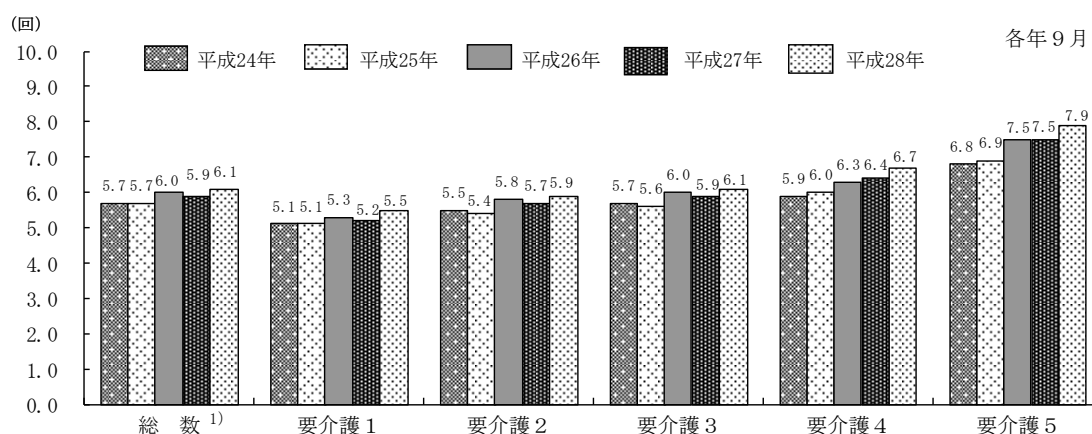
	利用者1人当たり 訪問回数(回)	1事業所当たり 利用者数(人) <sup>1)</sup>	1事業所当たり 延利用者数(人) <sup>1)</sup>
総数 <sup>2)</sup>	6.1	...	...
介護予防サービス <sup>3)</sup>	4.8	7.7	37.1
要支援1	4.1	2.5	10.2
要支援2	5.2	5.1	26.6
介護サービス <sup>4)</sup>	6.3	42.6	270.2
要介護1	5.5	8.9	48.3
要介護2	5.9	10.6	62.6
要介護3	6.1	7.4	44.7
要介護4	6.7	7.2	48.2
要介護5	7.9	7.7	60.7

平成28年9月

注：健康保険法等のみによる利用者を含まない。

- 1)「1事業所当たり利用者数」及び「1事業所当たり延利用者数」は、利用者なしの事業所を除いて算出した。
- 2)「総数」は、要支援認定申請中、要介護認定申請中、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との連携による利用者等を含む。
- 3)「介護予防サービス」は、要支援認定申請中を含む。
- 4)「介護サービス」は、要介護認定申請中、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との連携による利用者等を含む。

図3 要介護度別利用者1人当たり訪問回数の年次推移（詳細票）



注：健康保険法等のみによる利用者を含まない。

- 1)「総数」は、介護予防サービスの利用者、要支援認定申請中、要介護認定申請中、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との連携による利用者等を含む。

(2)～(4)の利用者の状況については、平成28年9月中に訪問看護ステーションを利用した者の推計数である。

**(2) 性・年齢階級別利用者数の構成割合《利用者票》**

平成28年9月中の訪問看護ステーションの利用者のうち、介護保険法による利用者は70.4%となっており、性別にみると、「男」が39.8%、「女」が60.2%となっている。年齢階級別にみると、介護保険法による利用者では「80～89歳」が43.7%、健康保険法等による利用者では「40～64歳」が30.7%と最も多くなっている。(表10)

表10 性・年齢階級別利用者数の構成割合《利用者票》

(単位：%) 平成28年9月

	総 数	介護保険法	健康保険法等
総 数	100.0 (100.0)	100.0 ( 70.4)	100.0 ( 29.6)
男	42.4	39.8	48.5
女	57.6	60.2	51.5
40歳未満	5.3	・	17.7
40～64歳	12.4	4.7	30.7
65～69	7.7	6.5	10.3
70～79	22.2	23.2	20.0
80～89	35.7	43.7	16.9
90歳以上	15.8	21.0	3.5

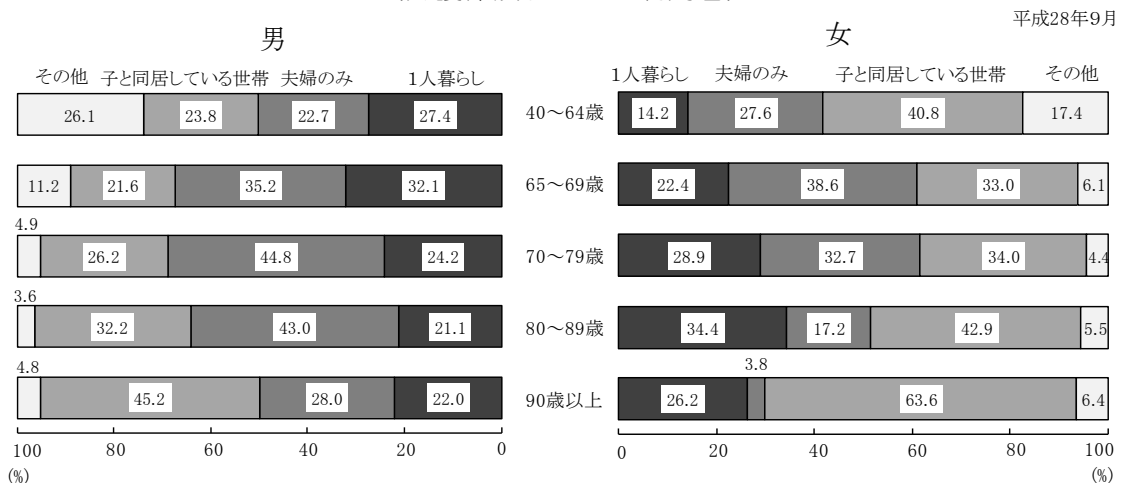
注:1)「総数」は、年齢不詳を含む。

2)「健康保険法等」による利用者は、介護保険法の支払いがなく、後期高齢者医療制度等の医療保険、公費負担医療等の支払いがあった者である。

**(3) 同居家族の状況《利用者票》**

平成28年9月中の介護保険法による訪問看護ステーションの利用者について、同居家族の状況を性・年齢階級別にみると、男は65～89歳の各年齢階級で「夫婦のみ」が最も多く、女は40～64歳と70歳以上の各年齢階級で「子と同居している世帯」が最も多くなっている(図4)。

図4 性・年齢階級別同居家族の状況の構成割合《利用者票》  
(介護保険法による利用者)

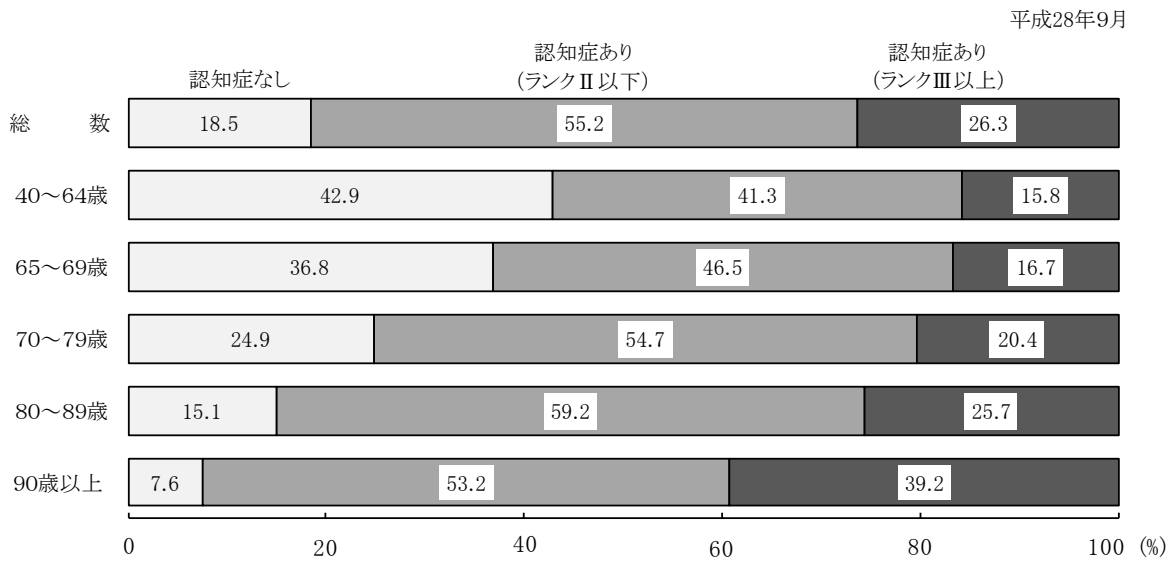


**(4) 利用者の認知症の状況《利用者票》**

平成28年9月中の介護保険法による訪問看護ステーションの利用者について、年齢階級別に認知症の状況をみると、「認知症あり」は、加齢とともに増えており、80～89歳では25.7%、90歳以上では39.2%が「認知症あり（ランクⅢ以上）」となっている（図5）。

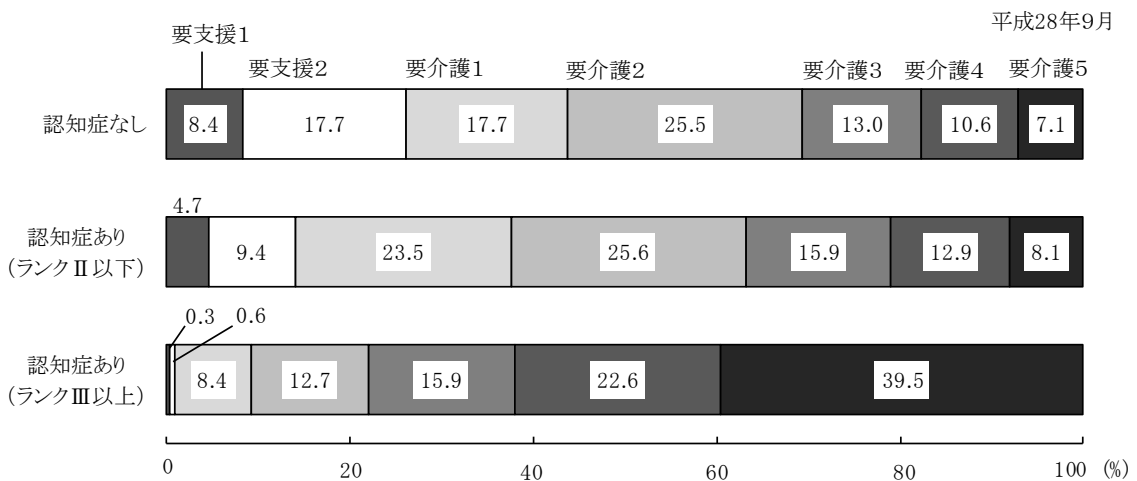
また、認知症の状況別に利用者の要介護（要支援）度の状況をみると、認知症のランクが高くなるに従って、要介護度の高い人の割合が多くなり、「認知症あり（ランクⅢ以上）」では「要介護5」が39.5%となっている（図6）。

**図5 年齢階級別認知症の状況の構成割合《利用者票》**  
(介護保険法による利用者)



注: 1) 認知症の状況には、不詳を含まない。  
2) 認知症のランクは、「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」による。

**図6 認知症の状況別要介護（要支援）度の構成割合《利用者票》**  
(介護保険法による利用者)



注: 1) 介護保険法による利用者のうち、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との連携による利用者及び要介護（要支援）認定申請中を除く。  
2) 認知症のランクは、「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」による。

## 4 介護保険施設の状況

### (1) 定員、在所者数、利用率

介護保険施設の種類ごとに1施設当たり定員をみると、介護老人福祉施設が68.8人、介護老人保健施設が87.1人、介護療養型医療施設が44.8人、1施設当たり在所者数は、それぞれ66.7人、78.3人、40.6人となっており、利用率は介護老人福祉施設、介護療養型医療施設で9割を超えている（表11）。

表11 1施設当たり定員、在所者数、利用率（詳細票）

各年10月1日現在

	1施設当たり定員(人)		1施設当たり在所者数(人)		利用率(%) <sup>1)</sup>	
	平成28年(2016)	平成27年(2015)	平成28年(2016)	平成27年(2015)	平成28年(2016)	平成27年(2015)
介護老人福祉施設	68.8	68.6	66.7	66.7	96.9	97.4
介護老人保健施設	87.1	87.9	78.3	78.5	89.9	89.2
介護療養型医療施設 <sup>2)</sup>	44.8	44.3	40.6	40.4	90.7	91.1
診療所(再掲)	9.1	9.1	6.7	6.7	73.4	74.0

注:1)「利用率」は、定員に対する在所者数の割合である。

2)介護療養型医療施設における「定員」は、介護指定病床数である。

### (2) 室定員別室数の構成割合

介護保険施設の種類ごとに室定員別室数の構成割合をみると、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設では「個室」が73.4%、45.1%とそれぞれ最も多く、介護療養型医療施設では「4人室」が51.1%と最も多くなっている（表12）。

表12 室定員別室数の構成割合（詳細票）

(単位: %)

各年10月1日現在

	介護老人福祉施設		介護老人保健施設		介護療養型医療施設	
	平成28年(2016)	平成27年(2015)	平成28年(2016)	平成27年(2015)	平成28年(2016)	平成27年(2015)
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
個室	73.4	72.5	45.1	45.3	21.0	21.0
ユニット型	59.1	57.9	15.6	15.8	0.9	0.9
その他	14.3	14.6	29.5	29.5	20.1	20.2
2人室	7.9	8.2	12.1	12.0	17.6	17.7
ユニット型	0.0	0.0	0.0	0.0	-	-
その他	7.9	8.2	12.1	12.0	17.6	17.7
3人室	0.8	0.8	2.1	2.1	10.1	9.9
4人室	17.8	18.3	40.7	40.6	51.1	51.1
5人以上室	0.1	0.1	・	・	0.1	0.1

注:「ユニット型」とはユニットの中の居室(療養室)であり、「その他」とはユニット型以外の居室(療養室)である。

### (3) 介護老人福祉施設におけるユニットケア（ユニット型及び一部ユニット型）の状況

介護老人福祉施設におけるユニットケアの状況を見ると、ユニットケアを実施している施設は36.7%で、そのうち「ユニット型」が36.0%、「一部ユニット型」が0.7%となっており、平均ユニット数は、それぞれ7.1ユニット、4.5ユニットとなっている（表13）。

表13 介護老人福祉施設におけるユニットケアの状況（詳細票）

平成28年10月1日現在

	総数	ユニット型	一部ユニット型
ユニットケア実施施設数の割合（%）	36.7	36.0	0.7
ユニットケア実施施設の定員の割合（%）	36.8	36.4	0.4
平均ユニット数 <sup>1)</sup>	7.1	7.1	4.5
1ユニット当たりの定員（人）	9.9	9.9	9.9

注：介護老人福祉施設におけるユニットとは、少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。）により、一体的に構成される場所をいう。

1)「平均ユニット数」は、ユニットケアを実施する施設におけるユニット数の平均である。

### (4) 介護老人保健施設におけるユニットケア（ユニット型及び一部ユニット型）の状況

介護老人保健施設におけるユニットケアの状況を見ると、ユニットケアを実施している施設は10.5%で、そのうち「ユニット型」が8.6%、「一部ユニット型」が1.8%となっており、平均ユニット数は、それぞれ5.8ユニット、3.7ユニットとなっている（表14）。

表14 介護老人保健施設におけるユニットケアの状況（詳細票）

平成28年10月1日現在

	総数	ユニット型	一部ユニット型
ユニットケア実施施設数の割合（%）	10.5	8.6	1.8
ユニットケア実施施設の定員の割合（%）	6.6	5.8	0.8
平均ユニット数 <sup>1)</sup>	5.5	5.8	3.7
1ユニット当たりの定員（人）	10.0	10.0	10.1

注：介護老人保健施設におけるユニットとは、少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室（当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。）により、一体的に構成される場所をいう。

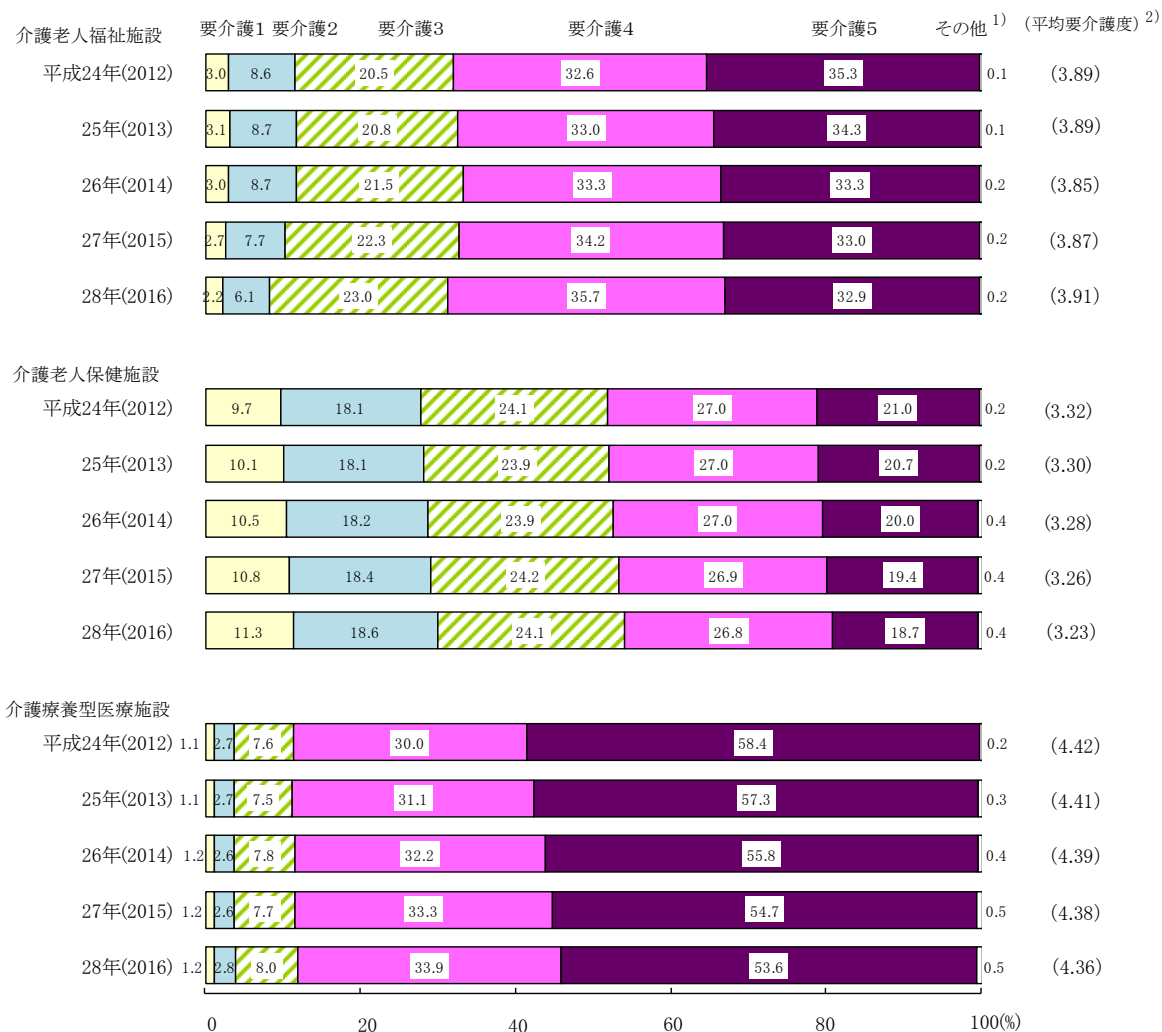
1)「平均ユニット数」は、ユニットケアを実施する施設におけるユニット数の平均である。

### (5) 要介護度別在所者数の構成割合

介護保険施設の種類ごとに平成 28 年の要介護度別在所者数の構成割合をみると、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設では「要介護 4」が 35.7%、26.8%とそれぞれ最も多くなっている。介護療養型医療施設では「要介護 5」が 53.6%と最も多くなっている。(図 7)

図 7 要介護度別在所者数（構成割合）の年次推移（詳細票）

各年 9 月末現在



注：1) 「その他」は、要介護認定申請中等である。

2) 「平均要介護度」は、以下の算式により計算した。

$$\text{平均要介護度} = \frac{\text{在所者の要介護度の合計}}{\text{要介護 1 ～ 5 の在所者数の合計}}$$



## 5 介護保険施設の利用者の状況

平成28年9月中に介護保険施設を利用した者の推計数である。

### (1) 性・年齢階級別在所要数の構成割合《利用者票》

平成28年9月末の在所要者を性別にみると、「男」が22.6%、「女」が77.4%となっており、年齢階級別にみると、「90歳以上」が37.4%で最も多く、次いで「85～89歳」が26.3%となっている。

介護保険施設の種類ごとにみると、3施設とも「90歳以上」が最も多く、次いで「85～89歳」が多くなっている。(表15、図8)

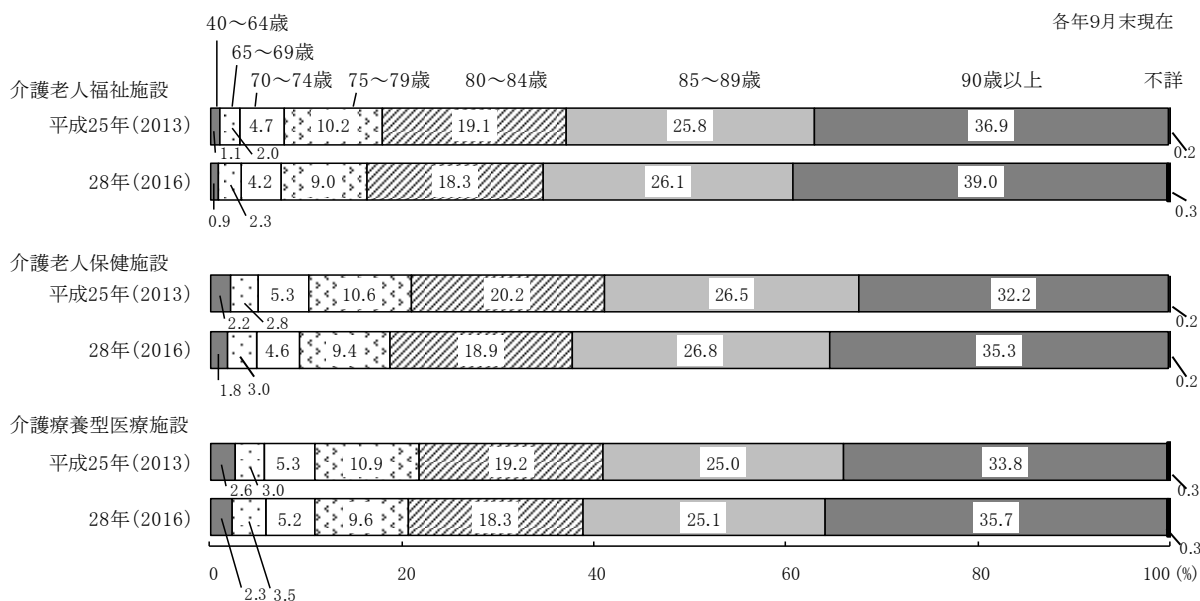
表15 性・年齢階級別在所要数の構成割合《利用者票》

(単位:%) 平成28年9月末現在

	介護保険施設			
	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	
総数	100.0	100.0	100.0	100.0
男	22.6	20.4	25.5	26.6
女	77.4	79.6	74.5	73.4
40～64歳	1.3	0.9	1.8	2.3
65～69歳	2.6	2.3	3.0	3.5
70～74歳	4.4	4.2	4.6	5.2
75～79歳	9.2	9.0	9.4	9.6
80～84歳	18.5	18.3	18.9	18.3
85～89歳	26.3	26.1	26.8	25.1
90歳以上	37.4	39.0	35.3	35.7

注:「総数」は、年齢不詳を含む。

図8 年齢階級別在所要数の構成割合《利用者票》



## (2) 在所者の認知症の状況《利用者票》

在所者の認知症の状況を見ると、介護老人福祉施設は「ランクⅢ」が44.5%、「ランクⅣ」が24.6%、介護老人保健施設は「ランクⅢ」が38.9%、「ランクⅡ」が31.7%、介護療養型医療施設は「ランクⅣ」が45.0%、「ランクⅢ」が31.7%となっている（表16）。

表 16 認知症の状況別在所者数の構成割合《利用者票》

	介護老人福祉施設		介護老人保健施設		介護療養型医療施設	
	平成28年 (2016)	平成25年 (2013)	平成28年 (2016)	平成25年 (2013)	平成28年 (2016)	平成25年 (2013)
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
認知症あり	96.7	97.2	95.6	95.0	96.8	96.7
ランクⅠ	3.9	4.7	9.2	9.5	1.9	2.6
ランクⅡ	19.4	19.5	31.7	29.9	7.9	9.4
ランクⅢ	44.5	41.9	38.9	38.6	31.7	32.4
ランクⅣ	24.6	26.6	13.6	14.6	45.0	42.4
ランクM	4.3	4.5	2.1	2.4	10.3	10.0
認知症なし	1.3	1.6	3.1	3.7	1.6	2.2

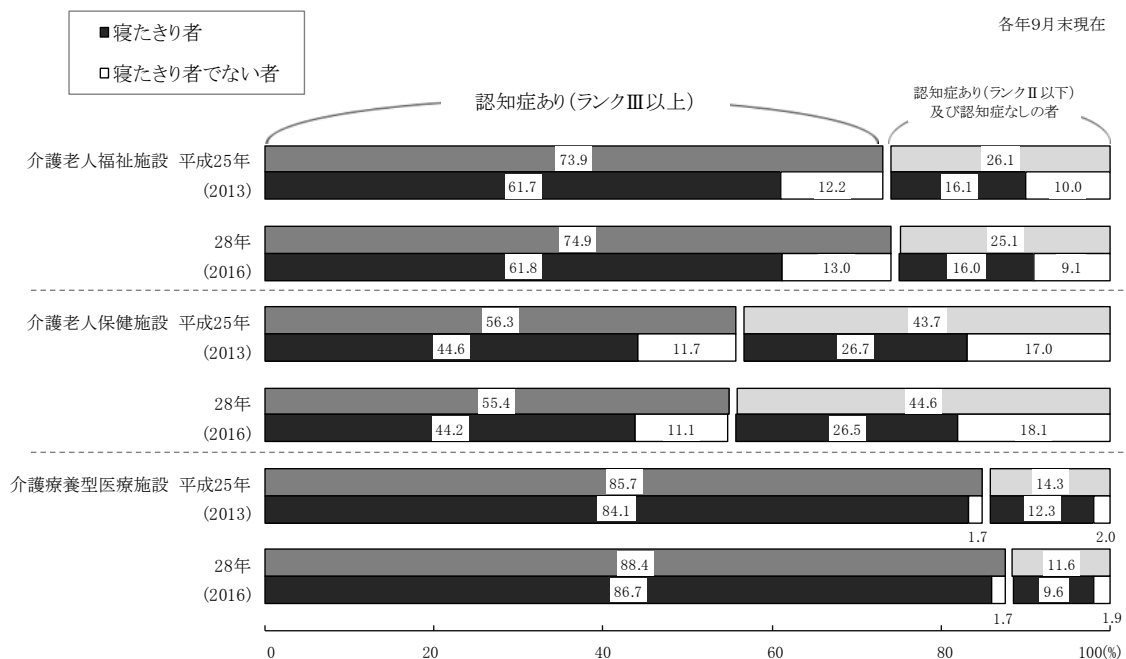
注：1）「総数」は、認知症の状況不詳を含む。

2）認知症のランクは、「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」による。

## (3) 在所者の認知症と寝たきりの状況《利用者票》

在所者の認知症と寝たきりの状況を見ると、「認知症あり（ランクⅢ以上）で寝たきり者」は、介護老人福祉施設では61.8%、介護老人保健施設では44.2%、介護療養型医療施設では86.7%となっている（図9）。

図9 在所者の認知症と寝たきりの状況《利用者票》



注：1）認知症の状況及び寝たきりの状況の不詳を除いた在所者を100とした割合である。

2）認知症のランクは、「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」による。

3）「寝たきり者」とは、寝たきり度のランクBとランクCをあわせた者をいう。

（寝たきり度は、「障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準」による。）

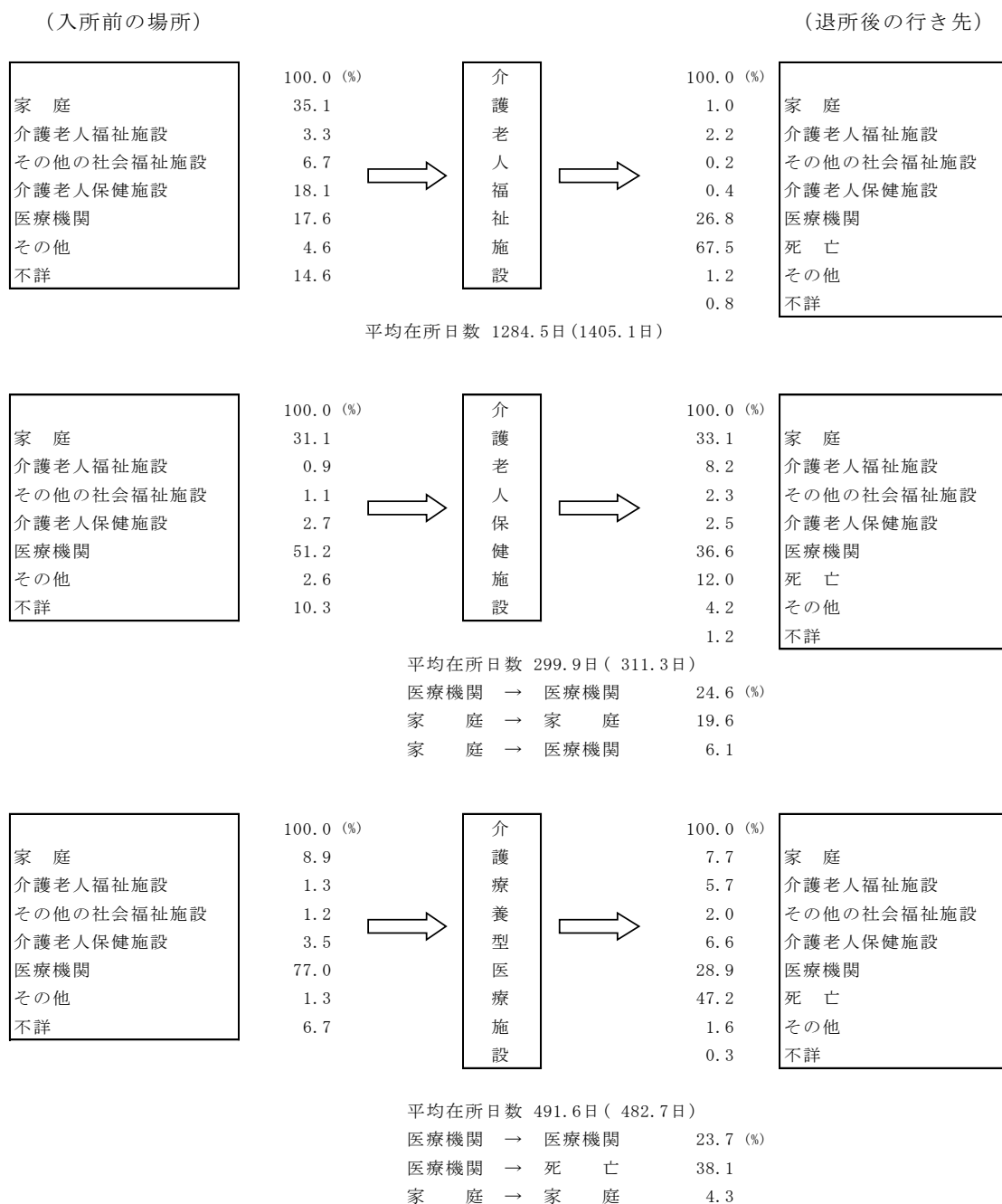
#### (4) 退所者の入退所の経路《利用者票》

平成28年9月中の退所者について入所前の場所をみると、介護老人福祉施設は「家庭」が35.1%、介護老人保健施設は「医療機関」が51.2%、介護療養型医療施設は「医療機関」が77.0%とそれぞれ最も多くなっている。

退所後の行き先をみると、介護老人福祉施設は「死亡」が67.5%、介護老人保健施設は「医療機関」が36.6%、介護療養型医療施設は「死亡」が47.2%とそれぞれ最も多くなっている。また、退所した人が「家庭」に戻った割合をみると、介護老人保健施設が33.1%と、介護保険施設の中で最も多くなっている。(図10)

図10 退所者の入退所の経路《利用者票》

平成28年9月



注：1) 平均在所日数の( )内は、平成25年の数値である。

2) 各介護保険施設の退所者を100とした割合である。

## (5) 利用料の状況《利用者票》

平成 28 年 9 月中の在所者 1 人当たりの利用料（月額）をみると、介護老人福祉施設が 75,855 円、介護老人保健施設が 86,594 円、介護療養型医療施設が 92,983 円となっている（表 17）。

表 17 要介護度別在所者 1 人当たり利用料（月額）《利用者票》

（単位：円）

平成28年9月

	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設
総 数	75,855	86,594	92,983
要介護1	72,237	81,913	98,976
要介護2	73,519	83,890	93,983
要介護3	75,500	86,015	91,613
要介護4	75,517	88,863	90,820
要介護5	77,158	89,860	94,513

注：1) 「総数」は、要介護認定申請中等を含む。

2) 各介護保険施設における在所者 1 人当たりの平均利用料である。

3) 「利用料」は、食費、居住費、介護サービス費（自己負担分）、特別な室料、特別な食費、理美容費、日用生活品費、教養娯楽費、私物の洗濯費、あずかり金の管理費等の合計をいう。

## 6 従事者の状況

### (1) 1施設・事業所当たり常勤換算従事者数

1事業所当たり常勤換算従事者数をみると、訪問介護が7.9人、通所介護が11.3人となっている。

また、介護保険施設の1施設当たり常勤換算従事者数をみると、介護老人福祉施設が44.9人、介護老人保健施設が52.2人、介護療養型医療施設が35.7人となっている。(表18)

表18 1施設・事業所当たり常勤換算従事者数(詳細票)

	訪問系			通所系				その他			介護保険施設		
	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護ステーション	通所介護	地域密着型通所介護	通所リハビリテーション		短期入所生活介護 <sup>1)</sup>	特定施設入居者生活介護	認知症対応型共同生活介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設 <sup>2)</sup>
						介護老人保健施設	医療施設						
総数	7.9	5.7	6.7	11.3	5.6	12.6	9.6	19.0	25.6	13.1	44.9	52.2	35.7
医師	...	...	...	0.0	0.0	0.6	0.7	0.2	...	...	0.2	1.1	2.7
看護師 <sup>3)</sup>	...	1.0	4.3	0.6	0.3	0.6	0.7	1.0	1.8	* 0.2	2.2	5.1	6.7
准看護師	...	0.8	0.5	0.6	0.2	0.5	0.4	0.8	1.1	* 0.1	1.7	4.8	6.1
機能訓練指導員	...	...	...	1.0	0.6	...	...	0.4	0.6	...	0.8	...	...
看護師(再掲)	...	...	...	0.3	0.2	...	...	0.1	0.2	...	0.2	...	...
准看護師(再掲)	...	...	...	0.3	0.1	...	...	0.1	0.1	...	0.2	...	...
理学療法士	...	...	0.9	* 0.1	* 0.1	1.4	1.6	* 0.1	* 0.1	...	* 0.1	1.8	1.7
作業療法士	...	...	0.4	* 0.1	* 0.0	0.8	0.6	* 0.0	* 0.1	...	* 0.1	1.3	0.9
言語聴覚士	...	...	0.1	* 0.0	* 0.0	0.1	0.1	* 0.0	* 0.0	...	* 0.0	0.3	0.4
柔道整復師	...	...	...	* 0.1	* 0.1	...	...	* 0.0	* 0.1	...	* 0.1	...	...
あん摩マッサージ指圧師	...	...	...	* 0.1	* 0.0	...	...	* 0.0	* 0.0	...	* 0.1	...	...
介護支援専門員	...	...	...	...	...	...	...	0.4	...	** 0.6	1.2	1.5	1.1
計画作成担当者	...	...	...	...	...	...	...	...	0.9	0.9	...	...	...
生活相談員・支援相談員	...	...	...	1.4	1.2	...	...	0.9	1.1	...	1.3	1.6	...
社会福祉士(再掲)	...	...	...	0.2	0.1	...	...	0.2	0.2	...	0.4	0.6	...
介護職員(訪問介護員)	7.3	3.5	...	6.2	2.6	8.0	5.4	12.5	17.0	11.5	29.9	27.8	13.8
介護福祉士(再掲)	3.6	1.4	...	2.6	0.8	5.1	3.0	7.0	6.8	4.6	17.7	18.3	6.6
実務者研修修了者(再掲)	0.3	0.1	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
旧介護職員基礎研修課程修了者(再掲)	0.2	0.0	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
旧ホームヘルパー1級研修課程修了者(再掲)	0.2	0.1	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
初任者研修修了者(再掲)	3.0	1.0	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
障害者生活支援員	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	0.0	...	...
管理栄養士	...	...	...	0.0	0.0	0.3	0.1	0.4	...	...	0.9	1.0	0.9
栄養士	...	...	...	0.0	0.0	0.1	0.0	0.2	...	...	0.2	0.2	0.2
歯科衛生士	...	...	...	0.0	0.0	0.0	0.0	...	...	...	0.0	0.1	0.1
調理員	...	...	...	0.4	0.2	...	...	0.9	...	...	2.0	1.5	...
その他の職員	0.5	0.4	0.5	0.9	0.5	...	...	1.5	3.2	0.8	3.6	3.8	...

注：常勤換算従事者数は調査した職種のみであり、調査した職種以外は「…」とした。

介護予防のみ行っている事業所は対象外とした。

従事者数不詳の事業所を除いて算出した。

職種については抜粋であり、詳細な職種については22～24頁の統計表を参照。

「※」は機能訓練指導員の再掲である。

「\*」は介護職員の再掲である。

「\*\*」は計画作成担当者の再掲である。

1) 「短期入所生活介護」は、空床利用型のみに従事者を含まない。

2) 「介護療養型医療施設」は、介護療養病床を有する病棟の従事者を含む。

3) 「看護師」は、保健師及び助産師を含む。

(2) 1事業所当たり常勤換算看護・介護職員数

1事業所当たり常勤換算看護・介護職員数をみると、訪問介護が7.3人、通所リハビリテーションが7.8人となっている。

平成28年9月中の常勤換算看護・介護職員1人当たり延利用者数をみると、訪問介護が95.7人、通所介護が75.0人となっている。(表19)

表19 1事業所当たり常勤換算看護・介護職員数(詳細票)

(単位:人) 各年10月1日現在

	1事業所当たり 常勤換算 看護・介護職員数 <sup>1)</sup>		常勤換算看護・介護職員 1人当たり 9月中の延利用者数 <sup>2)</sup>	
	平成28年 (2016)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成27年 (2015)
(訪問系)				
訪問介護	7.3	7.4	95.7	92.1
訪問入浴介護	5.3	5.3	30.9	30.2
訪問看護ステーション	4.8	4.8	93.4	89.2
(通所系)				
通所介護	7.5	5.5	75.0	72.3
地域密着型通所介護	3.1	・	54.4	・
通所リハビリテーション	7.8	7.9	74.2	73.0
介護老人保健施設	9.2	9.0	73.8	74.1
医療施設	6.5	6.8	74.9	71.6
(その他)				
短期入所生活介護 <sup>3)</sup>	14.2	13.8	24.9	25.0
特定施設入居者生活介護 <sup>4)</sup>	19.9	19.8	…	…
認知症対応型共同生活介護 <sup>4)</sup>	11.5	11.4	…	…

注:介護予防のみ行っている事業所は対象外とした。

看護・介護職員とは、保健師、助産師、看護師、准看護師及び介護職員のことである。

1)「1事業所当たり常勤換算看護・介護職員数」は、従事者数不詳の事業所を除いて算出した。

2)「常勤換算看護・介護職員1人当たり9月中の延利用者数」は、従事者数不詳の事業所を除いて算出した。

3)「短期入所生活介護」は、空床利用型のみの従事者を含まない。

4)「特定施設入居者生活介護」及び「認知症対応型共同生活介護」については、9月中の延利用者数を調査していないため、「常勤換算看護・介護職員1人当たり9月中の延利用者数」は算出できない。

(3) 介護老人福祉施設、介護老人保健施設の常勤換算看護・介護職員1人当たり在所者数

介護老人福祉施設、介護老人保健施設の常勤換算看護・介護職員1人当たり在所者数をみると、介護老人福祉施設が2.0人、介護老人保健施設が2.1人となっている(表20)。

表20 常勤換算看護・介護職員1人当たり在所者数(詳細票)

(単位:人) 各年10月1日現在

	介護老人福祉施設		介護老人保健施設	
	平成28年 (2016)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成27年 (2015)
看護・介護職員	2.0	2.0	2.1	2.1
看護職員 <sup>1)</sup>	16.8	17.3	7.9	7.9
介護職員	2.2	2.3	2.8	2.8

注:1)「看護職員」とは、看護師(保健師を含む)、准看護師のことである。



統計表 1施設・事業所当たり常勤換算従事者数(3-2) (詳細票)

(単位:人) 平成28年10月1日現在

	福祉用具貸与			特定福祉用具販売			定期巡回・随時対応型 訪問介護看護			夜間対応型訪問介護			地域密着型通所介護			認知症対応型通所介護			小規模多機能型居宅介護			認知症対応型共同生活介護		
	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤
総数	4.8	4.6	0.3	4.8	4.6	0.3	17.2	13.3	3.9	11.8	8.3	3.4	5.6	3.7	1.9	7.0	5.0	2.0	11.5	8.8	2.7	13.1	10.7	2.4
施設長	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
医師	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	...	...	...	...	...	...
歯科医師	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
薬剤師	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
看護師 <sup>3)</sup>	...	...	...	...	...	...	1.2	0.9	0.2	...	...	...	0.3	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.5	0.3	0.2	* 0.2	* 0.1	* 0.1
准看護師	...	...	...	...	...	...	0.3	0.2	0.1	...	...	...	0.2	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.5	0.3	0.1	* 0.1	* 0.1	* 0.0
保健師	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
助産師	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
機能訓練指導員	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	0.6	0.4	0.2	0.4	0.2	0.2	...	...	...	...	...	...
看護師(再掲)	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	0.2	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	...	...	...	...	...	...
准看護師(再掲)	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	...	...	...	...	...	...
理学療法士	...	...	...	...	...	...	0.2	0.1	0.0	...	...	...	* 0.1	* 0.0	* 0.0	* 0.0	* 0.0	* 0.0	...	...	...	...	...	...
作業療法士	...	...	...	...	...	...	0.1	0.1	0.0	...	...	...	* 0.0	* 0.0	* 0.0	* 0.0	* 0.0	* 0.0	...	...	...	...	...	...
言語聴覚士	...	...	...	...	...	...	0.0	0.0	0.0	...	...	...	* 0.0	* 0.0	* 0.0	* 0.0	* 0.0	* 0.0	...	...	...	...	...	...
柔道整復師	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	* 0.1	* 0.1	* 0.0	* 0.0	* 0.0	* 0.0	...	...	...	...	...	...
あん摩マッサージ指圧師	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	* 0.0	* 0.0	* 0.0	* 0.0	* 0.0	* 0.0	...	...	...	...	...	...
歯科衛生士	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	...	...	...	...	...	...
精神保健福祉士等	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
専門職員	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
社会福祉主事(再掲)	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
介護支援専門員	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	0.7	0.6	0.1	** 0.6	** 0.5	** 0.1
計画作成担当者	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	0.9	0.8	0.1
生活相談員・支援相談員	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	1.2	1.0	0.1	1.0	1.0	0.1	...	...	...	...	...	...
社会福祉士(再掲)	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	...	...	...	...	...	...
障害者生活支援員	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
介護職員(訪問介護員)	...	...	...	...	...	...	9.6	6.8	2.8	6.2	3.6	2.6	2.6	1.6	1.0	4.4	3.2	1.3	9.1	6.9	2.2	11.5	9.3	2.2
介護福祉士(再掲)	...	...	...	...	...	...	5.7	4.5	1.2	3.7	2.5	1.2	0.8	0.6	0.2	2.0	1.6	0.4	3.9	3.3	0.5	4.6	4.1	0.5
実務者研修修了者(再掲)	...	...	...	...	...	...	...	...	...	0.2	0.2	0.0	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
旧基礎研修課程修了者(再掲)	...	...	...	...	...	...	...	...	...	0.0	0.0	0.0	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
旧ヘルパー1級課程修了者(再掲)	...	...	...	...	...	...	...	...	...	0.1	0.1	0.0	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
初任者研修修了者(再掲)	...	...	...	...	...	...	...	...	...	1.9	0.7	1.2	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
オペレーター	...	...	...	...	...	...	5.6	4.8	0.8	3.6	2.9	0.8	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
面接相談員	...	...	...	...	...	...	...	...	...	1.6	1.5	0.1	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
福祉用具専門相談員	3.7	3.6	0.2	3.7	3.5	0.2	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
管理栄養士	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	...	...	...	...	...	...
栄養士	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	...	...	...	...	...	...
調理員	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	0.2	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	...	...	...	...	...	...
その他の職員	1.1	1.0	0.1	1.1	1.0	0.1	0.4	0.4	0.0	0.3	0.3	0.0	0.5	0.4	0.1	0.6	0.4	0.1	0.7	0.6	0.1	0.8	0.7	0.1

注：常勤換算従事者数は調査した職種分のみであり、調査した職種以外は「…」とした。

介護予防のみを行っている事業所は対象外とした。

従事者不詳の事業所を除いて算出した。

「常勤」は兼務者の常勤換算数と専従者数との合計であり、「非常勤」は常勤換算数である。

「※」は機能訓練指導員の再掲である。

「\*」は介護職員の再掲である。

「\*\*」は計画作成担当者の再掲である。

「※※」は専門職員の再掲である。

1) 「短期入所生活介護」は、空床利用型のみの従事者を含まない。

2) 「介護療養型医療施設」は、介護療養病床を有する病棟の従事者を含む。

3) 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、通所リハビリテーション及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護の「看護師」は、保健師を含む。



統計表 1施設・事業所当たり常勤換算従事者数(3-3) (詳細票)

(単位:人) 平成28年10月1日現在

	地域密着型特定施設 入居者生活介護			複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護)			地域密着型介護老人福祉施設			介護予防支援事業所 (地域包括支援センター)			居宅介護支援事業所			介護老人福祉施設			介護老人保健施設			介護療養型医療施設 <sup>2)</sup>		
	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤
総数	15.2	12.7	2.5	15.1	11.4	3.7	21.5	18.6	2.9	6.0	5.5	0.5	2.8	2.6	0.2	44.9	38.0	6.9	52.2	46.1	6.1	35.7	32.1	3.6
施設長	...	...	...	...	...	...	0.6	0.6	0.0	...	...	...	...	...	...	0.8	0.8	0.0	...	...	...	...	...	...
医師	...	...	...	...	...	...	0.2	0.0	0.1	...	...	...	...	...	...	0.2	0.0	0.2	1.1	0.9	0.2	2.7	1.9	0.8
歯科医師	...	...	...	...	...	...	0.0	0.0	0.0	...	...	...	...	...	...	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
薬剤師	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	0.3	0.1	0.2	0.9	0.8	0.1
看護師 <sup>3)</sup>	0.9	0.7	0.2	3.3	2.4	1.0	1.1	0.9	0.2	** 0.6	** 0.6	** 0.0	...	...	...	2.2	1.8	0.5	5.1	4.3	0.8	6.7	6.0	0.7
准看護師	0.7	0.6	0.1	0.9	0.6	0.3	0.8	0.7	0.1	...	...	...	...	...	...	1.7	1.4	0.3	4.8	4.1	0.7	6.1	5.5	0.6
保健師	...	...	...	0.1	0.1	0.0	...	...	...	** 0.8	** 0.8	** 0.0	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
助産師	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
機能訓練指導員	0.5	0.4	0.1	...	...	...	0.5	0.4	0.1	...	...	...	...	...	...	0.8	0.7	0.1	...	...	...	...	...	...
看護師(再掲)	0.2	0.2	0.0	...	...	...	0.2	0.1	0.0	...	...	...	...	...	...	0.2	0.2	0.0	...	...	...	...	...	...
准看護師(再掲)	0.2	0.2	0.0	...	...	...	0.2	0.2	0.0	...	...	...	...	...	...	0.2	0.2	0.0	...	...	...	...	...	...
理学療法士	* 0.0	* 0.0	* 0.0	0.2	0.1	0.1	* 0.0	* 0.0	* 0.0	...	...	...	...	...	...	* 0.1	* 0.1	* 0.0	1.8	1.7	0.1	1.7	1.7	0.0
作業療法士	* 0.0	* 0.0	* 0.0	0.1	0.1	0.0	* 0.0	* 0.0	* 0.0	...	...	...	...	...	...	* 0.1	* 0.1	* 0.0	1.3	1.2	0.1	0.9	0.9	0.0
言語聴覚士	* -	* -	* -	0.0	0.0	0.0	* 0.0	* 0.0	* 0.0	...	...	...	...	...	...	* 0.0	* 0.0	* 0.0	0.3	0.2	0.0	0.4	0.4	0.0
柔道整復師	* 0.0	* 0.0	* 0.0	...	...	...	* 0.0	* 0.0	* 0.0	...	...	...	...	...	...	* 0.1	* 0.1	* 0.0	...	...	...	...	...	...
あん摩マッサージ指圧師	* 0.0	* 0.0	* 0.0	...	...	...	* 0.0	* 0.0	* 0.0	...	...	...	...	...	...	* 0.1	* 0.1	* 0.0	...	...	...	...	...	...
歯科衛生士	...	...	...	...	...	...	0.0	0.0	0.0	...	...	...	...	...	...	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0
精神保健福祉士等	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	0.1	0.1	0.0
専門職員	...	...	...	...	...	...	...	...	...	5.3	4.9	0.4	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
社会福祉主事(再掲)	...	...	...	...	...	...	...	...	...	0.2	0.1	0.0	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
介護支援専門員	...	...	...	0.6	0.5	0.1	0.8	0.7	0.0	** 2.2	** 2.0	** 0.3	2.5	2.3	0.2	1.2	1.2	0.0	1.5	1.5	0.0	1.1	1.1	0.0
計画作成担当者	0.6	0.6	0.1	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
生活相談員・支援相談員	0.8	0.7	0.0	...	...	...	0.9	0.8	0.0	...	...	...	...	...	...	1.3	1.3	0.0	1.6	1.6	0.0	...	...	...
社会福祉士(再掲)	0.1	0.1	0.0	...	...	...	0.2	0.2	0.0	** 1.5	** 1.5	** 0.1	...	...	...	0.4	0.4	0.0	0.6	0.6	0.0	...	...	...
障害者生活支援員	...	...	...	...	...	...	0.0	0.0	0.0	...	...	...	...	...	...	0.0	0.0	0.0	...	...	...	...	...	...
介護職員(訪問介護員)	10.3	8.6	1.7	9.3	7.1	2.1	14.1	12.4	1.7	...	...	...	...	...	...	29.9	25.9	4.0	27.8	25.2	2.6	13.8	12.6	1.2
介護福祉士(再掲)	4.6	4.2	0.4	4.7	4.1	0.6	7.7	7.2	0.5	...	...	...	...	...	...	17.7	16.4	1.3	18.3	17.3	1.0	6.6	6.4	0.2
実務者研修修了者(再掲)	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
旧基礎研修課程修了者(再掲)	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
旧ヘルパー1級課程修了者(再掲)	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
初任者研修修了者(再掲)	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
オペレーター	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
面接相談員	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
福祉用具専門相談員	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
管理栄養士	...	...	...	...	...	...	0.5	0.5	0.0	...	...	...	...	...	...	0.9	0.9	0.0	1.0	1.0	0.0	0.9	0.9	0.0
栄養士	...	...	...	...	...	...	0.2	0.2	0.0	...	...	...	...	...	...	0.2	0.2	0.0	0.2	0.2	0.0	0.2	0.2	0.0
調理員	...	...	...	...	...	...	0.9	0.6	0.3	...	...	...	...	...	...	2.0	1.5	0.5	1.5	1.2	0.3	...	...	...
その他の職員	1.3	1.1	0.3	0.6	0.5	0.1	1.0	0.7	0.3	0.7	0.6	0.1	0.3	0.3	0.0	3.6	2.3	1.3	3.8	2.8	1.0	...	...	...

注：常勤換算従事者数は調査した職種のみであり、調査した職種以外は「…」とした。

介護予防のみ行っている事業所は対象外とした。

従事者不詳の事業所を除いて算出した。

「常勤」は兼務者の常勤換算数と専従者数との合計であり、「非常勤」は常勤換算数である。

「※」は機能訓練指導員の再掲である。

「\*」は介護職員の再掲である。

「\*\*」は計画作成担当者の再掲である。

「※※」は専門職員の再掲である。

1) 「短期入所生活介護」は、空床利用型のみの従事者を含まない。

2) 「介護療養型医療施設」は、介護療養病床を有する病棟の従事者を含む。

3) 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、通所リハビリテーション及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護の「看護師」は、保健師を含む。

# 用語の定義

## 1 介護予防サービス・居宅サービス

### (1) 介護予防訪問介護、訪問介護

居宅で介護福祉士等から受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話

### (2) 介護予防訪問入浴介護、訪問入浴介護

居宅を訪問し、浴槽を提供されて受ける入浴の介護

### (3) 介護予防訪問看護、訪問看護

居宅で看護師等から受ける療養上の世話又は必要な診療の補助

### (4) 介護予防通所介護、通所介護

老人デイサービスセンター等の施設に通って受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

### (5) 介護予防通所リハビリテーション、通所リハビリテーション

介護老人保健施設、病院・診療所に通って受ける心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法等のリハビリテーション

### (6) 介護予防短期入所生活介護、短期入所生活介護

特別養護老人ホーム等の施設や老人短期入所施設への短期入所で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

### (7) 介護予防短期入所療養介護、短期入所療養介護

介護老人保健施設、介護療養型医療施設等への短期入所で受ける看護、医学的管理下の介護と機能訓練等の必要な医療並びに日常生活上の世話

### (8) 介護予防特定施設入居者生活介護、特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居する要介護者等が、特定施設サービス計画に基づいて施設で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話

### (9) 介護予防福祉用具貸与、福祉用具貸与

日常生活上の便宜を図るための用具や機能訓練のための用具で、日常生活の自立を助けるもの（厚生労働大臣が定めるもの）の貸与

### (10) 特定介護予防福祉用具販売、特定福祉用具販売

福祉用具のうち、入浴又は排せつの用に供するための用具等の販売

## 2 地域密着型介護予防サービス・地域密着型サービス

### (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期的な巡回訪問又は通報を受け、居宅で介護福祉士等から受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、看護師等から受ける療養上の世話又は必要な診療の補助

### (2) 夜間対応型訪問介護

夜間において、定期的な巡回訪問又は通報を受け、居宅で介護福祉士等から受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話

### (3) 地域密着型通所介護

小規模の老人デイサービスセンター等の施設に通って受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

### (4) 介護予防認知症対応型通所介護、認知症対応型通所介護

認知症の要介護者（要支援者）が、デイサービスを行う施設等に通って受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

### (5) 介護予防小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護

居宅又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、又は短期間宿泊させ、当該拠点において受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

## **(6) 介護予防認知症対応型共同生活介護、認知症対応型共同生活介護**

比較的安定した状態にある認知症の要介護者（要支援者）が、共同生活を営む住居で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

## **(7) 地域密着型特定施設入居者生活介護**

有料老人ホーム等に入居する要介護者等が、地域密着型サービス計画に基づいて施設で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話

## **(8) 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）**

訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービス

## **(9) 地域密着型介護老人福祉施設**

老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム（入所定員が29人以下であるものに限る。）で、かつ、介護保険法による市町村長の指定を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、地域密着型サービス計画に基づいて施設で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設

## **3 介護予防支援**

居宅要支援者の依頼を受けて、心身の状況、環境、本人や家族の希望等を勘案し、介護予防サービスや地域密着型介護予防サービスを適切に利用するための介護予防サービス計画等の作成、介護予防サービス提供確保のための事業者等との連絡調整その他の便宜の提供等を行うもの

## **4 居宅介護支援**

居宅要介護者の依頼を受けて、心身の状況、環境、本人や家族の希望等を勘案し、在宅サービス等を適切に利用するために、利用するサービスの種類・内容等の居宅サービス計画を作成し、サービス提供確保のため事業者等との連絡調整その他の便宜の提供等を行うとともに、介護保険施設等への入所が必要な場合は施設への紹介その他の便宜の提供等を行うもの

## **5 介護保険施設**

### **(1) 介護老人福祉施設**

老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム（入所定員が30人以上であるものに限る。）で、かつ、介護保険法による都道府県知事の指定を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設

### **(2) 介護老人保健施設**

介護保険法による都道府県知事の開設許可を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設

### **(3) 介護療養型医療施設**

医療法に規定する医療施設で、かつ、介護保険法による都道府県知事の指定を受けた施設であって、入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことを目的とする施設

## **6 開設・経営主体**

### **(1) 日本赤十字社・社会保険関係団体**

日本赤十字社、厚生（医療）農業協同組合連合会、健康保険組合、健康保険組合連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会

ただし、介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設においては、厚生（医療）農業協同組合連

合会を「社会福祉法人（社会福祉協議会以外）」として表章した。（老人福祉法附則第6条の2の規定により、特別養護老人ホームについては、厚生（医療）農業協同組合連合会は社会福祉法人とみなされるため。）

## (2) 独立行政法人

独立行政法人通則法（平成11年法律103号）の規定及び個別法の定めるところにより設立された法人

## (3) 社会福祉法人

社会福祉法第22条の規定に基づく社会福祉法人（地方公共団体が設立した社会福祉事業団を含む）

## (4) 医療法人

医療法第39条の規定に基づく医療法人

## (5) 社団・財団法人

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等に基づく認定を受けた公益社団法人及び公益財団法人並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等に基づき設立等された一般社団法人及び一般財団法人

## (6) 協同組合

農業協同組合法の規定に基づく農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに消費生活協同組合法の規定に基づく消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会

ただし、訪問看護ステーションにおいては、厚生（医療）農業協同組合連合会を「日本赤十字社・社会保険関係団体・独立行政法人」として表章した。

## (7) 営利法人（会社）

会社法の規定による株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社（会社法改正前の有限会社含む）

## (8) 特定非営利活動法人（NPO）

特定非営利活動促進法第2条の規定に基づく特定非営利活動法人

## 7 ユニットケアの介護報酬上の届出種別

### ユニットケア

少数の居室とそれに近接した共同生活室（入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所）により一体的に構成される場所（ユニット）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるもの

#### (1) ユニット型

全室個室・ユニットケアを原則とし、全ての居室について介護報酬上の施設等の区分を「ユニット型」として届け出た施設又は事業所

#### (2) 一部ユニット型

一部の居室について、個室・ユニットケアを原則とした居室を採用し、これに該当する部分の介護報酬上の施設等の区分を「ユニット型」として届け出た施設又は事業所

## 8 認知症のランク

「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」による

### (1) ランクⅠ

何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している

### (2) ランクⅡ

日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる

### (3) ランクⅢ

日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする

### (4) ランクⅣ

日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする

## (5) ランクM

著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする

## 9 寝たきり度

「障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準」による

### (1) ランクJ

何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する

1. 交通機関等を利用して外出する
2. 隣近所へなら外出する

### (2) ランクA

屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない

1. 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する
2. 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている

### (3) ランクB

屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが座位を保つ

1. 車いすに移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う
2. 介助により車いすに移乗する

### (4) ランクC

1 日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する

1. 自力で寝返りをうつ
2. 自力で寝返りもうてない

## 10 常勤換算従事者数

兼務している常勤者（当該施設（事業所）において定められている勤務時間数のすべてを勤務している者）及び非常勤者について、その職務に従事した1週間の勤務延時間数（残業を除く）を当該施設（事業所）の常勤の従事者が勤務すべき1週間の勤務時間数（32時間を下回る場合は32時間）で除し、小数点以下第2位を四捨五入した数と常勤の専従職員数の合計